

S I Pにおけるマッチングファンド方式

令和元年 6 月 2 7 日
ガバニングボード決定

1. 趣旨

「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（以下「S I P 運用指針」という。）の「10. 民間企業からの貢献」に基づき、S I P 第2期の中間評価（三年目評価）以降の各年度において、マッチング率50%（ただし、上回ることを妨げない。以下同様。）のマッチングファンド方式を本格的に導入する。

従来、各課題で任意に設定されていたマッチング率について、①今後50%とすること、②管理法人にその根拠の報告を求めること、が主な変更点である。

2. 制度

(1) 定義

マッチングファンドとは、S I Pの研究開発・実証等に参画する民間企業等¹（ただし、管理法人との契約の有無は問わない。以下同様。）の人的・物的貢献を金額的に評価するものであり、具体的には、民間企業等が自ら負担する、①物品費、②人件費・謝金、③旅費、④その他（当該研究開発を実施するに必要となる直接的経費）を合算したもの。（※国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）のマッチングファンド支出を援用。）

マッチングファンド方式（マッチング率50%）とは、課題中の研究開発サブテーマ²（以下「サブテーマ」という。）ごとに、上記マッチングファンドが、国からのS I P委託費と同額（ただし、上回ることも妨げない。）となるような方式をいう。

(2) 適用方法

- ① ガバニングボードは、課題評価ワーキンググループの評価結果を参考にしつつ、中間評価（3年目評価）の際、課題中のすべてのサブテーマごとに、マッチングファンド方式（マッチング率50%）の適否について最終決定する。
- ② マッチングファンド方式の適用に当たっては、概ね以下のa)及びb)を同時に満たす研究開発テーマとする。

a) 実用化に近いもの。具体的には、中間評価時点でTRL（Technology Readiness Level）³が5以上のもの、又は、S I P終了時で6以上のもの。

b) 国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。なお、以下のような研究開発テーマ又は課題は除く。

- 民間企業等からのマッチング率が中間評価時点で既に50%以上のもの（例：S I P第1期「自動走行」（平成30年度）S I P委託費28億円、民間企業等のマッチング：31億円）のような例を想定。）
- 研究開発終了後、国及び地方自治体自らが専ら使用するためのシステム等に係る研究開発（例：S I P第1期防災・減災におけるS I P4Dの開発）

¹ 民間企業等には、自治体及びNPO法人を含むが、大学又は国立研究開発法人等公的研究試験機関は除く。

² 研究開発サブテーマとは、研究開発計画中に記された研究責任者ごとの研究開発テーマを指す。なお、サブテーマごとではなく、課題全体でマッチング率を評価する方が適切な場合には、課題全体で評価することも妨げない。

³ 表2又は表3に準拠すること。

のような例を想定。)

- ③ 上記の結果、マッチングファンド方式の適用が決定されたサブテーマについては、4年目から当該サブテーマに参画するすべての民間企業等のマッチングファンドの合計が、当該サブテーマに交付される国からのS I P委託費と同額（ただし、上回ることも妨げない。）となるよう、管理法人は、毎年度単位（4年目及び5年目）で当該民間企業等から報告を求める。
- ④ なお、同一のサブテーマに参画する民間企業等が複数ある場合には、当該民間企業間におけるマッチングファンドの分担は、当該民間企業間の合意に従う。また、研究開発に参画する以下の企業に対しては、マッチングファンドの分担を求めないよう留意する。
- スタートアップ企業
 - サブテーマ中の一部作業を単に受注している受注先企業
- ⑤ 表1に一例を示す。3年目の中間評価の結果、マッチングファンド方式の適用が決定されたサブテーマ（ここでは、研究開発予算の総額は、3年目から最終年度まで各1億円で推移する計画であると仮定。）については、4年目以降、毎年度単位で、民間企業のマッチングファンド（総額）は、国からのS I P委託費と同額（上回ることも妨げない）となる必要があるとなる。

表1：マッチングファンド方式の適用例

	3年目	中間評価	4年目	5年目
国からのS I P委託費	0.8億円	 マatchingファンド方式の適用決定	0.5億円	0.5億円
民間企業のマッチングファンド（総額）	0.2億円		<u>0.5億円</u>	<u>0.5億円</u>
研究開発予算（総額）	1.0億円		1.0億円	1.0億円
マッチング率	20%		<u>50%</u>	<u>50%</u>

（3）確認方法

民間企業等は、マッチングファンドの実績を別の様式（【報告様式1】）にて管理法人に報告し、マッチング率が50%（上回ることも妨げない）になっていることを管理法人が確認する。なお、民間企業等のマッチングファンドの実績を管理法人が確認する際、管理法人による民間企業等への聞き取りによる方法も可とするが、管理法人においては報告様式1により整理することとする。ただし、報告様式1により整理した根拠資料は、管理法人において適切に管理・保管し、内閣府の求めに応じて提供すること。

（4）知財権の扱い

マッチングファンド方式の導入に伴って、S I Pの事業費によらず民間企業が取得した知財権は、S I P運用指針に規定されるバックグラウンド知財権の考え方を準用することとする。

すなわち、他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件又はプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とする。また、当該条件等の知財権者の対応が、S I Pの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決を得るものとする。

3. その他

本文書は、ガバニングボードでの決定後、S I P運用指針の別添として添付することとする。

表2：NASAにおけるTRLの定義

TRL 9	Actual system “flight proven” through successful mission operations
TRL 8	Actual system completed and “flight qualified” through test and demonstration (ground or space)
TRL 7	System prototype demonstration in a space environment
TRL 6	System/subsystem model or prototype demonstration in a relevant environment (ground or space)
TRL 5	Component and/or breadboard validation in relevant environment
TRL 4	Component and/or breadboard validation in laboratory environment
TRL 3	Analytical and experimental critical function and/or characteristic proof-of-concept
TRL 2	Technology concept and/or application formulated
TRL 1	Basic principles observed and reported

（出典）NASAのHPより抜粋

https://www.nasa.gov/directorates/heo/scan/engineering/technology/txt_accordion1.html

表3：NASAのTRLの仮訳・解説

TRLレベル	研究フェーズ	内容
TRL 9	事業化	大量生産
TRL 8		システムの完成及び検証
TRL 7	実証	トップユーザーテスト
TRL 6		実証・デモンストレーション
TRL 5	応用研究・開発	想定使用環境下での技術実証
TRL 4		研究室レベルでの技術実証
TRL 3		技術コンセプトの実験的な証明
TRL 2	基礎研究	原理・現象の定式化
TRL 1		基本原理・現象の解明

（出典）JST研究開発戦略センター 海外調査報告書「主要国における橋渡し研究基盤整備の支援」

<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/CRDS-FY2015-OR-03.html>